

一般社団法人滋賀県臨床工学技士会

諸規程

(平成 21 年 8 月 1 日制定)

(平成 21 年 11 月 30 日一部追加改訂)

(平成 22 年 12 月 22 日一部追加改訂)

(平成 23 年 4 月 1 日一部追加改訂)

(平成 23 年 10 月 1 日一部追加改訂)

(平成 23 年 12 月 20 日一部追加改訂)

(平成 27 年 6 月 23 日一部追加改訂)

資産管理及び事務局規程

- 第1条 定款第29条に定める総務、財務、事務処理等を含む資産管理のため事務局を置く。
- 第2条 第2条 事務局に、事務局長その他の事務局員を置く。
- 第3条 事務局長その他の事務局員は、会長が理事会の同意を得て任免する。
- 第4条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- (1) 定款、規程
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事及び職員の名簿
 - (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
 - (8) その他必要な帳簿及び書類

附則

1. この規程で定めなき事項は、理事会の承認を得て決定する。
2. この規程は総会の決議を経なければ変更することができない。
3. この規程は平成21年8月1日から施行する。

会員規程

- 第1条 定款第7条に定める入会申込書は社団法人日本臨床工学技士会の書式とする。
- 第2条 定款第8条に定める入会金及び会費は次の通りとする。
- (1) 正会員の入会金は2,000円、年会費は5,000円とする。
 - (2) 賛助会員の年会費は一口30,000円とし、一口以上とする。
 - (3) 名誉会員は年会費を要しない。
- 第3条 会費は原則として当該年度の11月末日までに、会員指定の口座から引き落としするものとする。
- 第4条 正会員は、社団法人日本臨床工学技士会へ入会するものとする。
- 第5条 定款第9条に定める退会届は会長が別に定める。

附則

1. この規程で定めなき事項は、理事会の承認を得て決定する。
2. この規程は平成21年8月1日から施行する。

賛助会員規程

- 第1条 本会の賛助会員の資格は、本会定款第6条第1項の2)の通りとする。
- 第2条 賛助会員は、以下の権利を有するものとする。
- (1) 総会、研修会、講演会、交流会等へ参加する事ができる。
 - (2) 本会会報を無料で受け取る事ができる。
 - (3) 本会主催の研修会資料に広告を無料で掲載する事ができる。
 - (4) 本会のホームページに広告掲載する事ができる。
- 第3条 入会申込書が会長に提出された場合、理事会においてその諾否を決定し通知する。
- 第4条 賛助会費は会員規定第2条(2)の通りとする。
- 第5条 賛助会員より退会の意思表示がない限り、年度毎の「自動更新」とする。
- 第6条 賛助会員を退会しようとするときは、定款第9条の通りとする。

附則

1. この規程で定めなき事項は理事会の承認を得て決定する。
2. この規程は、平成22年12月22日から施行する。
3. 既に賛助会員の方は、この規程における賛助会員とみなす。

権能に関する規程

- 第1条 定款第6条に基づき、会員の権能を次の通りとする。
- 第2条 正会員は次の権能をもつ。

- (1) 総会に出席し議決権を有する。
- (2) 本会の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。
- (3) その他本会の事業に参加する権利を有する。

第3条 賛助会員は次の権能をもつ。

- (1) 総会に出席する権利は有するが、発言権ならびに議決権は有しない。
- (2) 本会の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。
- (3) 本会が主催する事業への出展と本会の発行する刊行物への広告を優先的に掲載する権利を有する。
- (4) その他本会の事業に参加する権利を有する。

第4条 名誉会員は次の権能をもつ。

- (1) 本会に対して、助言を与える権利を有する。
- (2) 総会に出席し発言権は有するが、議決権は有しない。
- (3) 本会の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。
- (4) その他本会の事業に参加する権利を有する。

附則

1. この規程で定めなき事項は、理事会の承認を得て決定する。
2. この規程は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

総会運営規程

第1章 総則

第1条 総会運営は定款及びこの規程の定めるところによる。

第2条 司会者は会長が指名し、議長決定までの会議の責任をもつものとする。

第2章 議長の選出

第3条 司会者は出席正会員の中から議長を選出する。議長は2名以内とする。

第4条 正会員が総会に出席できず書面票決も出来ない場合は、出席正会員を代理人として、票決を委任する事が出来る。委任する場合は別に定める委任状によるものとする。

- 2 前項により、委任を受けた代理人は、その委任状を総会に提出しなければならない。

第5条 議長は、会議の議事を記録するため、書記を2名以内任命しなければならない。

第6条 議長は、会議の成立を宣言する。但し出席者が定数に満たないときは、休憩または散会、延会を宣言する。

第3章 議事の進行

第7条 総会の議題はあらかじめ会員に通知しなければならない。

第8条 議長は案件を議題とするときは、その旨を宣言する。

第9条 会議で発言する場合は、議長に通告し、その指名を受けなければならない。議長から指名を受けたときは発言に先立ち所属氏名を明確にしなければならない。

第10条 総会に提案する場合は、次の各号によらなければならない。

- (1) 提案主旨を必要部数印刷し、総会の日の 14 日前までに事務局長に送付する。
- (2) 修正動議は、あらかじめ文章を印刷し議長に提出しなければならない。
- (3) 緊急の事情により、総会の当日提出する場合は、その事由と要旨を議長に届けなければならない。
- (4) 予算を伴うものは、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書をそえなければならない。

第11条 採決を行なうときは、議長はその票決に対する問題を宣言しなければならない。

第12条 採決の順序は、議長がこれを決め、原案にもっとも遠い修正案より先に採決する。

第13条 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

第14条 採決の方法は、次の各号の一つとする。

- (1) 拍手
- (2) 挙手
- (3) 起立
- (4) 無記名投票

第15条 票決を行なった場合議長はその結果を宣言する。

第16条 傍聴者は、定められた場所において傍聴する。

第17条 この規定に違反し議長の注意に従わない者は、発言の停止あるいは退場させることが出来る。

附則

1. この規程で定めなき事項は、理事会の承認を得て決定する。
2. この規程は総会の決議を経なければ変更することができない。
3. この規程は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

支部運営規程

- 第1条 各支部（所轄区域）の構成は次のとおりとする。
- (1) 第1支部（東近江・湖東・湖北保健所管内）
 - (2) 第2支部（湖南・甲賀保健所管内）
 - (3) 第3支部（大津・湖西保健所管内）
- 第2条 各支部には支部長を1名置き、これは理事が兼務するものとする。
- 第3条 各支部は会員相互の連携及び協調を図り、会員の拡大に努める。
- 第4条 支部長は各支部からの意見を取りまとめ理事会に報告する。

附則

1. この規程で定めなき事項は理事会の承認を得て決定する
2. この規程は平成 24 年 12 月から施行する

役員（理事および監事）選出規程

- 第1条 本規程は定款第 12 条に基づき、役員を選出を次のごとく定める。
- 第2条 役員は、会費を完納している正会員に限る。
- 第3条 理事の選任は、現理事の任期満了前に県内 3 支部よりそれぞれ 6 名程度候補者を選出し、改選年時総会で選任する。
- 第4条 監事については現監事の任期満了前に理事会において選出し、改選年時総会で選任する。
- 第5条 その他役員を選出に関しては本会定款に準ずる。

附則

1. この規程で定めなき事項は理事会の承認を得て決定する
2. この規程は平成 24 年 12 月から施行する

出張旅費規程

- 第1条 出張の認定は次の通りとする。
- (1) 理事会に計画書を申請し承認された場合。
 - (2) 例外として会長が会務執行上、必要と認めた場合。
- 第2条 出張の区分は次の通りとする。
- (1) 日帰り出張・・・当日出立し、帰着する場合
 - (2) 宿泊出張・・・宿泊を要する場合
- 第3条 前条により出張する場合は次の費用を支給する。
- (1) 交通費(実費)
 - (2) 宿泊費(実費)
 - (3) 日当(宿泊出張の場合 2,000 円/泊)
- 第4条 出張の際は原則、公共交通機関を利用することとし、交通費は経路に従い、経済的かつ適正な交通手段による費用を支給する。
- 2 出張者が精算を行なうときは、その支出に伴う領収証を提出する。領収証等支払いを証明するものがない場合は、原則としてその支出は自己負担とする。
- 第5条 他の会、または所属施設より出張旅費の支給がある場合は、これを支給しない。
- 第6条 本会の理事会等に出席するための交通費は、定款第 16 条に基づき本会が負担する。

附則

1. この規程で定めなき事項は理事会の承認を得て決定する。
2. この規程は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

3. この規程は平成 25 年 3 月 7 日理事会で承認され改訂する。

専門部規程

- 第1条 この規程は定款第 4 条に基づき、専門部に関して定める。
- 第2条 理事会が必要と認めるときは、職能及び学術領域の専門部を設置することができる。
- 第3条 専門部は、その目的を冠して「〇〇部、△△部門」という。
- 第4条 職能及び学術領域別に、定款第 12 条に基づき副会長が統括する。
- 第5条 部長は理事会で理事の中より選任し、部門員の任免は理事会の承認を得て会長が行う。
- 2 定数は専門部門が 10 名程度、それ以外は各 5 名以内とする。
 - 3 部門員は正会員より構成し、任期は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。
 - 4 部門員の報酬は無報酬とし、交通費は年 3 回以内で 1 回につき 300 円を支給する。
- 第6条 部長は理事会で事業提案を行い、承認された事案につき執行する。
- 第7条 部長は報告書を作成し、理事会で事業報告を行う。
- 第8条 その他飲食会費については、参加者の自己負担とする。

附則

1. この規程で定めなき事項は理事会の承認を得て決定する。
2. この規程は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。
3. 平成 23 年 9 月 13 日付けの改訂は、翌 10 月 1 日から施行する。

講演料及びその他謝礼に関する規程

- 第1条 講演料およびその他謝礼の認定は次の通りとする。
- (1) 会長が定款第 3 条に基づく会務執行上、必要と認めた場合。
 - (2) 会務担当者の出張許可願いを会長が承認した場合。
- 第2条 前条により講演料及びその他謝礼を支給する。
- (1) 医師 50,000 円以内と交通費
 - (2) 医療従事者 20,000 円以内と交通費
 - (3) 本会会員 10,000 円

附則

1. この規程で定めなき事項は、理事会の承認を得て決定する。
2. この規程は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。
3. この規定は平成 27 年 6 月 23 日理事会で承認され改訂する。

慶弔規程

- 第1条 この規程は、正会員の慶弔及び相互扶助について定める。
- 第2条 会員が次の該当する場合は、祝意、弔意の表明をする。
- (1) 結婚での祝電
 - (2) 死亡での弔電、生花
 - (3) 配偶者死亡での弔電、生花
 - (4) 血族の1親等死亡での弔電

第3条 関連団体や密接な関係を有する個人の慶弔に関しては、会長に委任し理事会を経るものとする。

附則

1. この規程で定めなき事項は、理事会の承認を得て決定する。
2. この規程は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

投稿・執筆規程

- 第1条 本誌は「一般社団法人滋賀県臨床工学技士会」が発行する機関誌で臨床工学に関連する臨床研究・討論の場として、原著論文、症例報告、発表原稿、その他の記事を掲載する。
- 第2条 原著論文、症例報告は会員がいつでも自由に投稿することができる。発表原稿に関しては原則として編集委員会からの依頼によるものとする。原著論文、症例報告の採否は査読を経て編集委員会で決定する。

(1) 原著論文(original)

自身の研究成果をまとめたものであり、何らかの新知見を含むことが必要である。

(2) 研究報告、症例報告、発表論文など(report)

珍しい臨床経験や新しいME機器の使用経験、研究のまとめなどの報告。一般社団法人滋賀県臨床工学技士会学術大会や各専門部門開催セミナー等の発表内容のまとめなども発表原稿として受け付ける。

第3条 原稿の採否および掲載順序などは編集委員会に一任とし、原稿の加筆、訂正、削除など行う場合がある。原著論文、症例報告は他誌に未発表のものに限る。また他誌に投稿中のものも受け付けない。原稿は 400 字詰で横書きとして、図表を含め 8 枚以内(図表 1 枚を原稿 1 枚として計算する)で作成し、テキストファイル形式で保存した USB メモリ(CD-ROM・MO 可)とオリジナル原稿 1 部、コピー2部を提出する。

第4条 本文は簡潔・正確な表現をもって書き、原著論文においては諸言、方法、結果、考察の構成を明確にする。

第5条 図、写真、表は本文と切り離して別紙とし、本文の末尾に添付する。図と写真には図1、図2のように、表は表1、表2というように通し番号をつける。

第6条 文献の引用は、本文の引用箇所の右肩に出現順に通し番号^{1,3~5)}等を付け、以下の要領でまとめて記載する。著者が3名までのときはそのまま記載し、4名以上のときは初めの3名まで記載し、あとは“他”、“et al”とする。雑誌の場合、著者名:主タイトル;サブタイトル、誌名、巻数:頁(初め-終わり)、発行年

第7条 本誌に掲載された論文、記事の著作権ならびに著作権は一般社団法人滋賀県臨床工学技士会に帰属する。

第8条 原稿の送り先は下記宛とする。

〒529-0014 滋賀県草津市駒井沢町 395-1 第二富田クリニック内

一般社団法人滋賀県臨床工学技士会 事務局 TEL 077-535-9056 FAX 077-535-9057

附則

1. この規程は平成 21 年 11 月 30 日から施行する。

表彰規程

第1条 一般社団法人滋賀県臨床工学技士会が行う表彰はこの規程の定めるところによる。

(表彰の種類)

第2条 この規程に基づく表彰は次の各号とする。

- (1) 功勞表彰
- (2) 感謝状

第3条 表彰の基準は次の各号による。

「功勞表彰」は、次の各項にすべて該当する者。

- (1) 医療の向上を通じて本会の発展に著しい功績のあった者。
- (2) 本会に入会後原則として 15 年以上経過した者。
- (3) 過去においてこの規定に基づく表彰を受けたことがなく、被表彰者としてふさわしくない行為がなかったこと。
- (4) 当会指定の功績調書と職歴書を提出した者。

「感謝状」は、本会の活動に対して功績があり、理事会で認めた個人および団体。

第4条 表彰者の選考は会員からの推薦に基づき理事会の承認を得て決定する。

第5条 表彰は原則として通常総会で行うものとする。

第6条 表彰は表彰状または感謝状を授与する。

- 2 前条の表彰状に副賞を添えることができる。

第7条 功勞表彰を受賞した者のうちから、特に功勞が顕著な者について他団体の表彰を上申することができる。

附則

1. この規程に定め無き必要な事項は理事会で定める。
2. この規程は理事会の決議により改訂することができる。
3. この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。